# 公営企業施設(電気事業) 個別施設計画

#### 1 対象施設

・秋田県が管理する発電施設(電気事業法第2条第1項第18号で定義される電気工作物)とそれに伴う取水導水設備、県内3箇所の発電事務所。

## ○ 施設の概要

令和 6年 3月 1日現在

発電所名	所 在 地	発電形式	水 車	最大出力(kW)	運転開始年月日		
鎧   畑	仙北市	ダム水路式	フランシス	15, 700	昭和31年11月17日		
田沢湖	仙北市	ダム式	カプラン	7, 300	昭和33年12月26日		
小 和 瀬	仙北市	水 路 式	フランシス	8,800	昭和36年 1月31日		
皆瀬	湯沢市	ダム水路式	フランシス	5, 300	昭和38年 9月22日		
柴 平	鹿 角 市	水 路 式	ペルトン	2,800	昭和39年12月 6日		
杉  沢	五城目町	ダム水路式	フランシス	15, 500	昭和41年12月 6日		
八幡平	鹿 角 市	水 路 式	フランシス	5, 400	昭和43年10月21日		
素波里	藤里町	ダム式	カプラン	6, 300	昭和45年11月 8日		
早 口	大館 市	ダム水路式	フランシス	7,800	昭和50年12月13日		
岩見	秋 田 市	ダム式	フランシス	5, 400	昭和53年12月22日		
板  戸	湯沢市	ダム式	チューブラ	2,000	昭和60年 4月 1日		
八幡平第二	鹿 角 市	水 路 式	フランシス	1,500	昭和60年 7月 1日		
玉川	仙北市	ダム式	フランシス	23, 600	平成 2年 6月 1日		
山瀬	大館 市	ダム式	フランシス	2, 100	平成 3年 4月 7日		
大 松 川	横手市	ダム式	フランシス	1,000	平成11年 4月 1日		
萩 形	上小阿仁村	ダム式	フランシス	450	平成26年 4月 1日		
総計 16発電所 110,950kW							

# 2 計画期間

・令和2年度から、「秋田県公営企業 第4期中期経営計画」(以下「第4期中期経営計画」という。)の最終年度である令和11年度までの10年間とする。

#### 3 基本的な方針

- ・長期的な整備については、平成30年度に策定した「戦略的発電所整備方針」により行う。
- ・施設更新等の具体的な内容については、「第4期中期経営計画」に基づき実施する。
- ・施設の工事、維持及び運用や保安については、「秋田県電気事業保安規程」等に基づき 実施する。
- ・事故発生時には、「電気事業施設関係事故対応マニュアル」に基づき、早期復旧と被害 の拡大防止を図る。
- ・その他、関係諸法令等を遵守し、施設の適正な維持管理に努める。

# 4 目標使用年数

・主な施設の法定耐用年数

電気設備	     	22年
土木施設		57年

- ・戦略的発電所整備方針に基づき、適切な時期に施設の更新を実施するとともに、定期的な維持・管理を通じて、施設の長寿命化を図る。
- ・ダムの寿命、取水設備などの復旧不可能な損壊及び関係機関から協議等があった場合 を除き、発電所を起因とした事由での廃止は想定していない。

## 5 管理上の課題等

- 施設の現状
- ・鎧畑発電所や田沢湖発電所が運転開始から60年以上を経過するなど、発電所の老朽化 が進行している。
- ・年間の発生電力量は約4.5億キロワットアワーであり、県内における一般家庭の消費電力量の約2割に相当する。
- ・公営企業課のほか、大館、玉川、秋田の3発電事務所で発電所の運用、保守を行っている。

## ○ 課 題

- ・発電所の整備に当たっては、出力(kW)や発電電力量(kWh)の増、省力化機器の導入、ライフサイクルコストの最小化などに努める必要がある。
- ・近年頻発している豪雨や台風等の自然災害について、適応力を強化する必要がある。
- ・発電所が遠方に位置していることから、AIやIoTなどの活用により、管理機能の強化と 業務の省力化を図る必要がある。
- ・安定供給継続のため、本施設に精通した職員の確保・育成を行う必要がある。
- ・老朽化が進行する発電所の施設整備を着実に進めるため、経営の合理化に加え、売電 収入を確保する必要がある。

#### 6 管理に関する実施方針

- 巡視・点検等
- ・保安規程等に基づき、巡視、点検、検査等を着実に実施する。
- ・台風前後や地震後などは、大規模な事故に移行することのないよう、迅速な対応を行 う。

#### 維持・補修等

・消耗品や部品の交換等により施設の維持・補修を実施し、事故等の未然防止を図る。

## 7 管理に関する実施計画

## ○ 巡視·点検計画

・保安規程に基づき、15年毎に行う各発電所の細密点検や、各種巡視により施設や設備 の状態を把握し、電力の安定供給の確保に努める。

巡視種別 点検対象	定期巡視	普通点検	細密(内部)点検	臨時
土木設備	1 回/月	1回/年	1回/3年	災害時・異常時
電気機械設備	2 回/月	1回/3年	1回/15年	JJ

- ・工事の実施に当たっては、発電停止期間を極力短くするよう、工事工程の調整を図る。
- ・各施設や設備の状況を把握の上、適宜計画を見直しするなど、効率的な業務執行に努める。

# ○ 設備の修繕

・大規模な修繕が必要な場合は細密点検に合わせて行うこととし、比較的軽微な修繕に ついては、各施設の定期点検時に行う。

## ○ 大規模改良

- ・15年毎に行う各発電所の細密点検時に合わせて改良工事を行うなど、工事全体の効率 化に努める。
- ・大規模改良の実施に当たっては、出力(kW)や発電電力量(kWh)の増、省力化機器の導入、 ライフサイクルコストの最小化などに努める。

# 【発電施設整備内容(改良、修繕、建設)】

区分	施設整備内容	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	計画期間内の 概算額(百万円)	
第4期中期経営計画												30,011	R02-R11 10か年
改良	電気機械、土木設備等 (発電事務所含む)											12,794	
修繕	電気機械、土木設備等 (発電事務所含む)											6,137	
建 設	発電所新設											11,080	

※秋田県公営企業 第4期中期経営計画より